



発行 東京都

目次

42

訓令（選）

- 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正……………
- 東京都選挙管理委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部改正……………
- 東京都選挙管理委員会事務局統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……………
- 東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程の一部改正……………
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………

訓令（選）

●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局
 東京都選挙管理委員会事務局（昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

- 第四条中第六項を第七項とし、同条第五項中「広報啓発担当課長」の下に「その他担当課長」を、「以下同じ。」の下に「及び専門課長」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 事務局に担当課長及び専門課長を置くことができる。

第四条の二第二項中「副参事」の下に「専門副参事」を加え、同条第四項中「課長の」の下に「専門副参事は専門課長の」を加える。

第五条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 専門課長は、事務局長の命を受け、専門分野につき担任の事務を処理する。

第十三条第二項の表決定の対象である事案を主管する課以外の事務局内の課の事務執行に直接影響を与える事案の項中「課長」の下に「及び専門課長」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第二号

東京都選挙管理委員会事務局
 東京都選挙管理委員会事務局の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都選挙管理委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第二条の表行政系の事務をつかさどる職の職務の部選挙管理委員会事務局の款二の項中「又は担当課長」を「及び広報啓発担当課長並びに同条第二項に規定する担当課長及び専門課長」に改め、「副参事」の下に「又は専門副参事」を加え、同款三の項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第三号

東京都選挙管理委員会事務局
 東京都選挙管理委員会事務局統括課長及び主任の職の指定等に関する規程（昭和六十年東京都選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会
第二条中「及び担当課長」を「担当課長及び専門課長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第四号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第二条第二号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第五号

東京都選挙管理委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

別表第一担当課長の項の次に次のように加える。

専門課長	区分十
------	-----

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(給料の特別調整額に関する規程の一部改正の一部改正)

2 給料の特別調整額に関する規程の一部改正(令和七年東京都選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の改正規定中

八四、八〇〇円	区分九
---------	-----

を

八四、八〇〇円	区分九
七二、〇〇〇円	区分十

に改める。

別表第三の改正規定中

六一、三〇〇円	区分九
---------	-----

を

六一、三〇〇円	区分九
五一、〇〇〇円	区分十

に改める。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

